

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会（笠岡市）が推奨するロゴマーク使用方法

■せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会（笠岡市）推奨ロゴマーク



■推奨ロゴマークの使用方法

以下のいずれかの使用方法に限り、せとうち備讃諸島（笠岡市）の日本遺産ストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的としているものと判断し、推奨ロゴマークを使用できるものとする。

・パンフレット等への掲載で、使用目的がせとうち備讃諸島（笠岡市）の普及啓発、広報、理解促進であることが明らかな場合

推奨ロゴマークを使用する

掲載物デザインとの調和等の理由により推奨ロゴマークの枠線を使用しない方が望ましい場合は、枠線は省略できるものとする。

・商品等に使用する場合

特定の個人または団体の売名につながることを防ぐため、また、提供する商品やサービス等の品質を担保・証明するものとして使用されることを防ぐため、推奨ロゴマークと同一空間、同一パッケージ内で、以下(1)(2)の文字を組み合わせた表記を行うものとする。

商品等のデザインとの調和等の理由により推奨ロゴマークの枠線を使用しない方が好ましい場合は、枠線は省略できるものとする。

(1) 知ってる!?悠久の時が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～

(2) 「笠岡市」もしくは「せとうち備讃諸島」の日本遺産を応援しています。

※具体的な組み合わせデザインについては、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会と協議のこと

その他、文化庁が定める「日本遺産(JAPAN HERITAGE)ロゴマーク使用の手引き」、ロゴマーク使用マニュアル」を遵守すること。

(例)

- ・マークの円(赤)部分の直径は 10mm より小さくしないこと
- ・マークと他の文字、デザインとは規定の距離を開けること 等